環境建設委員会記録

- 1 日 時 平成30年3月5日(月) 午前 9時58分 開会 午前11時53分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員

 委員長
 三浦康司
 副委員長
 田窪秀道

 委員高塚広義
 委員藤田幸正

 委員岡崎溥委員加藤喜三男

4 欠席委員

なし

- 5 説明のため出席した者
 - •環境部

下水道管理課長 高橋 司 下水道建設課長 木	
下水道管理課参事(下水処理場長) 久門信一 下水道管理課技幹 安藤寛和	高岸秀明
下水道建設課技幹 安藤 寛 和	村上光昭
	近藤民雄
•建設部	
部 長 赤尾恭平 総括次長(建築住宅課長) 高	高須賀 健 二
次長(道路課長) 秋 月 剛 次長(都市計画課長)	主 司 誠 一
技術監 雑 賀 光 建築指導課長 チ	丹 一 仁
国土調査課長 三谷公昭 道路課技幹 原	鳥嶋武彦
都市計画課技幹 神野幸彦	
•水道局	
局 長 岡松良二 次長(水源管理課長)	伊藤春男
次長(水道総務課長) 眞 鍋 育 朗	
•港務局事務局	
事務局長 石川演男 企画部技術監	田村節雄
港湾課長 安藤謙二	

6 議会事務局職員出席者

議会事務局長 粂 野 誠 二 議事課主任 中 島 康 治

- 7 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり
- 8 会議の概要

開会 午前 9時58分

●三浦委員長: <開会あいさつ>

○市長: <あいさつ>

◎環境部関係

口議案第18号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○村上下水道建設課長:<説明>

<質 疑>

- ●藤田幸正委員: 公共下水道事業計画の変更に伴い、宇高排水ポンプ場から宇高第一雨水ポンプ場に平成30年から変更されるということか。
- ○村上下水道建設課長:平成30年4月1日から公共下水道事業計画に位置付けるということで、名称を宇高排水ポンプ場から宇高第一雨水ポンプ場に変更する。
- ●藤田幸正委員: 第一という名称をつけるのであれば、今のポンプ場以外にも新設される可能性があるという ことなのか。
- ○村上下水道建設課長:既存の宇高排水ポンプ場のみでは、宇高地区全体のエリアの雨水対策として必要とされる処理能力に達していないので、将来的に新たに雨水ポンプ場を建設しなければならないと考えている。その点で、今回、第一という名称に変更することとした。
- ●藤田幸正委員:既存の施設では能力が足りていないということか。順次対応できるように整備をしていくということか。
- ○村上下水道建設課長:現存のポンプ場だけでは宇高地区の排水が賄えないということで、将来的には 2つ目のポンプ場をつくって、雨水対策を進めていきたい。
- ●加藤委員:宇高地区の面積に対して、既存の施設ではこれだけしか処理能力がないということなので、 次のポンプ場の計画を建てていると思う。その計画を先に教えてもらわないと説明が足りないと思うがど うか。
- ○村上下水道建設課長:宇高地区の排水エリアは173.9~クタールで、既存のポンプ場の処理能力は、32.1~クタールを見込んでいる。残りの141.8~クタールについては、新設施設で処理するように考えている。

●藤田幸正委員:今の状態で集中的に雨が降った場合はどうなるのか。

○村上下水道建設課長:宇高排水ポンプ場は遊水池を介して沢津雨水ポンプ場と繋がっているので、沢 津ポンプ場においても処理ができる。松の端樋門もある。それらでも排水を賄っているので、現状は大 丈夫であるが、将来的にはポンプ場で処理ができるような形にしたい。

- ●加藤委員:全体計画を出してもらった方が、このような質問をしなくてもよくなる。次は、こういう 計画になっているという計画だけでも先に教えてもらえないだろうか。
- ○村上下水道建設課長:以後、気をつける。

<計 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第19号 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋下水道管理課長:<説明>

<質 疑>

●岡﨑委員: 29億8,500万円の整備費を排水区面積で割って負担率5分の1を掛けるということで、従来から この計算式で行っているという説明を会派説明で受けたが、他市との比較もしているが決して安い方ではない。 他市もこういう計算式で行っているのか。

○高橋下水道管理課長:他市でもいろいろ計算方法があると思うが、新居浜市は国の下水道財政研究委員会で 推奨されている方式の中で、負担率についても3分の1から5分の1程度という推奨の中でしている。各自治 体でどういう値を使うのかについては、各市の事情によって違う。

- ●岡﨑委員:5分の1を採用しているのでいいと思う。
- ●藤田幸正委員:下水道事業区域外流入分担金は、排水区域外の工事の際に徴収するのか。
- ○高橋下水道管理課長:下水道の排水区域内は、受益者負担金になる。排水区域に面した区域外の土地でも前に下水管があるなど、その管につなげられるような事情があればその管につなげることができる。その際、排水区域外の人には、区域外流入分担金として最高額をいただく。
- ●藤田幸正委員:その方達は都市計画税を払っていない。公平性を担保するためには、もっといだいていいい と思うが部局内での考えは。

○高橋下水道管理課長:今回の改正の際には検討されていない。前回の改正の際には、区域外流入分担金を整理してこの条例に一本化したときに、受益者負担金以外に区域外流入分担金の場合は、受益者負担金に相当する額に都市計画税相当額の5年分を合算した額をいただくこととしている。区域外であるので、都市計画税がかかるという訳ではない。

- ●藤田幸正委員:負担金を払っていないという事例はあるのか。
- ○高橋下水道管理課長:税と同等に取り扱っているが、それで徴収できなかった場合は、税と同様に債権処理 をしている場合もある。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第33号 平成29年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○高岸総括次長(環境保全課長): <説明>

<質 疑>

- ●藤田幸正委員:終末処理場改築事業に関して、下水道事業団が行う工事ではないのか。
- ○久門下水処理場長:下水道事業団と協定を結んで下水道事業団が公告して入札を行う。その中で工事不調があり再入札を行った。その後、一部計画変更を行い着工が遅れた。
- ●藤田幸正委員:下水道事業団が入札したのが、入札不調になって遅れたということか。新居浜周辺の業者が 応札するのか。
- 久門下水処理場長:入札については、一般競争入札で、処理場の工事のほとんどがプラントメーカーの仕事が大半であって、入札に応じる業者はプラントメーカーとなる。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

【一括議題】議案第37号、議案第38号(浸水被害を受けた者に係る損害賠償関係の議案)

- ◇議案第37号 損害賠償の額の決定について
- ◇議案第38号 和解について
- ○高岸総括次長(環境保全課長): <説明>

<質 疑>

●田窪委員:こういう機器の操作ミスや人的ミスはいつか必ず起こることで、今後の再発防止は注視されると思う。次に、住宅、車が補償の対象で161件となっているが、45件が示談交渉中で、200件を超えるということになると思う。残りの45件の示談交渉の進捗状況、想定する補償額は。ものづくりの現場であれば、PL保険があるが、人的ミスに対して住友重機エンバイロメントでもそういう総合保険には加入していると思う。保険の内容を加味して委託業者に対して担保を付けているのかどうか。次に、161件の中に法人企業があると思うが、

法人企業でも単独で総合保険、災害保険に入っている企業があると思うが、そういう保険で一部補償をしてもらっている企業もいると聞いているが、総合保険は加入金で補償内容が変わってくるだろうが、満額もらえないときに、残りの部分を新居浜市が補償するのであれば、誰がどのようにして査定しているのか。査定基準を教えていただきたい。

〇村上下水道建設課長: 査定の評価については、市と委託業者によって、損害賠償査定マニュアルを作成して、そのマニュアルに基づいて査定したということを説明して、示談に応じていただいた。次に、示談交渉中の件数は、全部で45件残っている。期限的には、年度末を目標に対応していきたいと考えている。示談金額については、約6,800万円を見込む。

- ○小山環境部長:損害賠償金については、追加の補正予算(第7号)の4ページに計上している。
- ○村上下水道建設課長:保険を使われている場合の取り扱いであるが、総合保険やその部分に該当する保険にいろいろと入られていると思う。被災者はそれを使って対応していただいている。市の査定の考え方は、保険が支払われた場合、損害に対する賠償は保険会社に権利が移転する。その中で個別に保険会社に保険の中身、例えば、総合保険の中でも家財に対するもの、家屋に対するものなどいろいろある。今回の浸水被害にあった分と関連する分だけを市が査定して、それを保険会社と協議し、その金額が出た分をもって、被災された方と示談を交わすこととなる。
- ●田窪委員:法人の火災保険であれば、家屋の場合では家屋の5%限度で補填しようかという保険が大半である。高額な保険であるので、入れる法人と入っていない法人があると思う。入っている法人には、入っている保険を先に使ってください、残りを補填するというのか。入っていないところは、全額市がみるのかというときに、不公平感が出てくると思うが、そのときの対処はどうするのか。
- ○村上下水道建設課長:保険会社と市がそれぞれ査定した結果、保険会社が被災者に支払った保険額よりも市の査定額が上回った場合は、被災者にその差額分を支払う。保険額よりも市の査定額の方が少ない場合は、被災者には支払わずに保険会社との協議になる。
- ●田窪委員:火災保険に加入していない法人の補償については、どうするのか。
- ○村上下水道建設課長:損害の明細をいただいているので、損害賠償査定マニュアルに基づき査定して、直接 保険に入られていない方と示談交渉をし、示談がまとまれば損害賠償額を支払うことになる。
- ●田窪委員:委託会社を選定するときの基準として、委託業者に対して責任補償をとれる条件で委託契約をされているのかどうか。
- ○村上下水道建設課長:施設の管理実績があるということを基準に選定した。

休憩 午前10時41分 再開 午前10時49分

- ○村上下水道建設課長:責任補償をとれる条件を考慮して、契約してはどうかということであるが、業務委託契約書の第5条に、業務の処理に関し発生した損害、第3者に及ぼした損害を含むとあり、そのために必要に生じた経費は請負者が負担するものと明記されている。条件としては、これをもって契約している。
- ●岡崎委員:住友重機エンバイロメントは住友重機の100%子会社か。
- ○村上下水道建設課長:100%かどうかは把握してはいないが、関連会社ではある。
- ●岡﨑委員:江のロポンプ場の事故の際の業者は、EGSで、住友化学の100%子会社であった。この関係で住友が乗り出してきているのは、住友関係の会社になったのか。

- ○村上下水道建設課長:どういった関係でこうなったかはわからないが、入札した結果である。
- ●高塚委員:人的な運転ミスということになるだろうが、満潮時の潮位や大雨による増水など、中央監視できるところがあったのか、通常であれば水面を見て、状況にあった総合的な判断ができるような、発電所なら中央制御室があって、常にいろんな情報があって、人的な操作ミスができないようにしている。そういう情報が入ってくるような監視できるような場所はなかったのか。
- ○村上下水道建設課長:潮位の関係であれば、潮位表を参考に、また気象庁などの発表で情報収集している。 川についても、気象庁の情報を元に、水防で情報収集している。それに基づいて、それぞれ各担当部局に調査 に行くよう指令が出ている。国領川であれば、監視カメラが設置されており、水防本部が情報把握して対応で きる。しかし、今回の王子川については、カメラ設置がされていなかったので情報は集まってはくるが、具体 的に見れていなかった。今後は他のところと同じように、常時監視できるカメラを平成30年度に設置して取り 組む。
- ●高塚委員:河川や潮位など常時変化している。総合的に判断して信号が出れば、人為的なミスがなくなると思う。今後そういったことを含めての検討はされないのか。
- ○久門下水処理場長: 王子川の水位については、自動水位計はついていないので、人間の目で量水をみることとなる。それぞれの雨水ポンプ場は、中央監視室があって、流入量の推移、川の水位など、関連する施設の水位はそれぞれのポンプ場の監視室で見れるようになっている。一部のポンプ場はそのデータが一部遠隔もできるようになっている。ポンプ場にはそういったものがついている。
- ●高塚委員:今後、そういった方向で検討をお願いする。
- ●加藤委員:中央で今の分を監視するのは予算がたくさんいるのか。
- ○久門下水処理場長:本庁で全部を監視するということになれば、現場の改造もたくさんいるので、費用的にはかなりいる。
- ●加藤委員:防災センターでどうにかできないのか。消防などで指令ができるような体制はできないのか。
- ○小山環境部長:施設がたくさんある中で、部分的にできているところと、できていないところがある。中々すべてを行うということは難しいが、そういった危険性があるところは、もう一度確認をして、そういう対応ができるところについては、対応していきたい。一つの課題として認識はしている。
- ●藤田幸正委員:排水ポンプの運転管理を一括して受けてくれる業者が少なくなってくるのでは。
- ○村上下水道建設課長:災害を起こしてしまったことに対して、市と委託業者で協議して、何が駄目だったかを今検証している。その辺を盛り込んだ上で、諸条件を見直しして新たに万全の対応で契約できたらと考えている。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)

○高岸総括次長(環境保全課長): <説明>

<質 疑>

なし

*後刻一括採決

□議案第41号 平成29年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

○高岸総括次長(環境保全課長): <説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

休憩 午前11時11分 再開 午前11時15分

〇建設部関係

口議案第1号 市道路線の認定について

○秋月次長(道路課長):<説明>

<質 疑>

- ●田窪委員:市道に認定することによる利点は。萩生旦の上1号線の終点は、個人所有の土地だと思うが、こういったところで市道認定をした場合、周辺に家を建てるための道路認定なのか、その辺の利点などを教えていただきたい。
- ○秋月次長(道路課長):今回の4路線は、開発道路で寄附を受けたもので、開発道路については、開発協議の段階で最終的に市に帰属するという前提で新居浜市道の規格に基づく構造で道路をつくっていただき、完成後、2年間の経過猶予をとった後、寄附を受けて市道に認定するが、今回の開発以外のところへ利点があるからということで、市道に認定するということではない。
- ●田窪委員: 萩生旦の上1号線であるが、終点から右側にいずれ道路が抜けるからということなのか。
- ○秋月次長(道路課長): 萩生旦の上1号線については、終点が行き止まりであるが、市道認定は開発区域内の起終点の区間のみを前提としており、終点から東方向の広い通りまで抜けるという要因があるということで、 寄附を受ける訳ではない。
- ●加藤委員:家に突き当ったら、一番奥のスペースでは転回できるスペースを設けているのか。
- ○秋月次長(道路課長): 市道として最終的に寄附を受けるに当たって、行き止まりの道路については転回場の設置が開発の基準として設けられているので、基準に基づいて転回場が設けられている。

<計 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第9号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建築指導課長:<説明>

<質 疑>

●岡﨑委員:近隣市の状況は。

○丹建築指導課長:県内の特定行政庁である近隣の西条市、今治市も新居浜市と同様に愛媛県と同じとすると聞いている。松山市は平成26年に改正しており、面積区分によって若干安くなっている。

●岡﨑委員:この改定による増収見込みは。

○丹建築指導課長:実績は、平成27年度の手数料収入が753万円、平成28年度が746万円、平成29年度は2月末時点で、604万円である。平成30年度の増収額としては、300万円から400万円で、収入は約1,000万円と考えている。

●岡﨑委員:これを据え置いたらどうなるのか。

●藤田幸正委員:行政機関でなく、民間審査機関はどういう状況か。

○丹建築指導課長:民間審査機関の愛媛建築住宅センターやERIなどよりも改定後の金額でも新居浜市の方が安くなっている。

<討 論>

●岡崎委員: 手数料を引き上げるということだが、新居浜市の総合戦略では人口減を防ぐということで、様々な方策を考えているが、外から移住してくることも含めて様々な手立てを打っている。300万円から500万円程度の増収ということで、新居浜市の人口減を防ぐ、外からの移住をふやすということも含めて、新居浜市に家を建てて定住することでは非常に有利だということで、他の手立ても考えたりして家を建てるということは定住するということであるので、是非それをふやしてくという新居浜市の方針に沿った方向で、もしそれができれば、交付税もふえるし、税収もふえるということであるので、新居浜市は民間よりも安く設定されている。非常によくわかるが、そういう意味を含めて是非据え置いていだきたいので、反対する。

<採 決>

賛成多数 原案可決

□議案第17号 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例の 制定について

○庄司次長(都市計画課長):<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□講案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)

○高須賀総括次長(建築住宅課長):<説明>

<質 疑>

なし

*後刻一括採決

□議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)

○高須賀総括次長(建築住宅課長):<説明>

<質 疑>

なし

*後刻一括採決

休憩 午前11時41分 再開 午前11時43分

◎水道局関係

□議案第36号 平成29年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

○眞鍋次長(水道総務課長): <説明>

<質 疑>

- ●藤田幸正委員:埋設物は何があるのか。
- ○伊藤次長(水源管理課長): 工業用水道800ミリの管を布設替えするが、地下埋設物が当初想定していなかった場所で発見されたことによって、そこを避けるために工法を検討する必要があったので、工期が延長になった。
- ●藤田幸正委員:場所はどこか。
- ○伊藤次長(水源管理課長): 市営住宅の新田団地の前の道をまっすぐに行く道である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

休憩 午前11時46分 再開 午前11時47分

◎港務局関係

□議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)

○安藤港湾課長:<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)

○安藤港湾課長:<説明>

<質 疑>

- ●田窪委員:東予港(東港)建設事業に関して、東港の防波堤の老朽化対策としての改良であるが、どこの防波堤か。
- ○安藤港湾課長:東予港東港地区で、磯浦岸壁の西側に一文字の防波堤である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

閉会 午前11時53分

環境建設委員会付託案件表 平成30年3月5日

○環境部関係
議案第18号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
議案第33号 平成29年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)ページ
9·10
議案第37号 損害賠償の額の決定について 業実第38日
議案第38号 和解について 議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)
第1表 歲入歲出予算補正中
歳出 第2款 総務費 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3·18
第4款 衛生費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・20
第2表 繰越明許費補正 追加
第2款 総務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議案第41号 平成29年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
•••••••••••••••••••••••••
○建設部関係 業務 1月 末端 20 元
議案第 1号 市道路線の認定について 議案第 9号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例の 制工
定について
議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)
第1表 歲入歲出予算補正中
歳出 第8款 土木費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・34・35
第3表 繰越明許費補正 追加
第8款 土木費(第4項 港湾費を除く)・・・・・・・・・・ 6
議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)
第1表 歲入歲出予算補正中
歳出 第6款 農林水産業費 第1項 期間
第1項 農業費 2目 農業総務費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・21
第2表 繰越明許費補正 追加
第6款 農林水産業費・・・・・・・・・・・・・・・ 4
○水道局関係
議案第36号 平成29年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
○港務局関係
議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)
第3表 繰越明許費補正 追加
第8款 土木費 第4項 港湾費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第4頃 - 徳海賀 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1表 歲入歲出予算補正中
歳出 第8款 十木費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・22